3 許可申請書の作成要領

(1) 申請書類

源付 順字	名 称	様 式 等	備考
1	開発行為許可申請 書	・様式2 ・様式2-1	・開発区域に含まれる区域の名称欄には地名、地番を記載のこと。(筆数が多い場合は、〇〇番外〇〇筆とし、別紙にすべての地名・地番を記載し添付すること。関連区域、造成協力地については、別紙一覧表を作成すること)・予定建築物の用途欄には、用途を具体的に記載のこと。・開発面積は、実測面積を記載のこと。(小数点3位以下切捨て、小数点2位まで記載)
2	委任状		・申請者以外のものが申請等の手続きをする場合に添付すること。
3	法第 34 条各号に 該当する図書		・第4章開発許可基準の必要書類を参照のこと。
4	設計説明書	・様式3 ・様式3-1	・自己居住用開発は不要 ・公共施設の整備計画の説明書における管理者、用地の帰 属欄は必ず記載のこと。
5	法第 32 条の同意 書及び協議書	・様式4 ・様式4-1	・協議事項を詳細に記載したものであること。 ・公共施設管理者の印があること。 ・協議内容により図面が必要な場合は、図面添付のこと。
6	資金計画書	・様式5 ・様式5-1	・自己居住用及び自己業務用(1ha 未満)の開発は不要 ・工事費のうち整地工事費は伐開、暗渠排水、切土盛土、 敷地の整形、張芝、擁壁等について算定すること。 ・道路工事費は路盤工、側溝、舗装等について算定すること。 ・排水工事費は公共の用に供する排水施設敷地、排水溝、 遊水池について算定すること。 ・附帯工事費は、仮設工事費、道路復旧費等工事に関連して算定すること。
7	設計者資格調書	·様式6	・開発区域1ha 未満の場合は不要。(ただし、連絡先を明確にすること) ・卒業証明書又は免許証の写しを添付のこと。
8	書	・様式7	・自己居住用及び自己業務用(1ha 未満)の開発は不要 ・納税証明書(直前2年分の法人税、所得税、県税(事業 税、県民税)、市町村税(固定資産税、市町村民税)の納税 額及び完納がわかるもの) ・法人の登記事項証明書(3か月以内)(個人の場合は、住 民票記載事項証明書) ・法人は、直前事業年度の財務諸表、事業経歴書を添付の こと。
9	工事施行者の工事 能力調書	・様式8	・自己居住用及び自己業務用(1ha 未満)の開発は不要。 ・建設業許可証明書添付のこと。(直営施行の場合等は、登 記事項証明書、事業経歴書添付のこと。)
10	事前協議審査要件 処理一覧表	・様式22(市まち条例)	・要件末尾に処理年月日、許認可番号を記載のこと。
11	事前協議審査要件 処理結果図書等	・協議書、同意書 ・許認可書の写し	・処理結果図書の添付順序は要件処理一覧表の順序と同しとすること。

添付 順字	名 称	様 式 等	備考
12	字限図		・開発区域内を緑色で着色、関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の区域線を紫色で着色のこと。 ・地番、地目、所有者名を記載のこと。 ・隣接地においても上記と同様のこと。 ・里道、水路は明確に表示又は着色のこと。 ・字限図、所有者名等の調査年月日(3か月以内)を記載のこと。 ・インターネット登記情報サービスによる字限図も可としますが、その旨記載のこと。
13	開発区域内権利者一覧表	・様式9	・開発許可申請者名義の土地及び建物の場合も記載のこと。 ・関連区域及び造成協力地内についても、権利情報を記載 のこと。 ・抵当権者等、その他の権利も記載のこと。
14	開発行為施行同意 書	・様式9-1	・開発許可申請者名義の土地及び建物の場合は不要 ・関連区域及び造成協力地についても、権利者の同意書を 添付のこと。 ・上記の一覧表と同一順字であること。 ・抵当権等その他の権利がある場合は、権利者の同意書も 添付のこと。
15	土地及び建物の登記事項証明書	・開発区域のもの ・関連区域のもの ・造成協力地のもの	・開発区域内権利者一覧表と同一順字に添付のこと。 ・登記事項証明書は申請時点 (3か月以内) のものとする。
16	工程表		・梅雨時については、詳細に記載のこと。
17	現況写真	・開発区域周辺部 ・河川、水路、道路	・出来る限り上部から撮影し、開発区域界を赤色線で明示すること。 ・関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の区域線を紫色で着色すること。 ・一連の写真のこと。 ・対象物をあまり小さくしないこと。 ・鮮明なカラー写真であること。 ・河川、水路、道路等はスタッフ等を使用し、断面、幅員等の現況が判断できること。

(2) 申請図

(2)	甲請	図		
添付 順字	名 称	明記事項	縮尺	備 考
1	開発区域位置図	・方位・開発区域とその位置・各鉄道駅からの経路・開発区域周辺の都市施設・既存の公共施設、公益施設	1/25,000 以上	・開発区域は、赤色に着色のこと。 ・道路は茶色、河川は青色に着色のこと。
2	現況図	・方位 ・開発区域の境界 ・関連区域の境界、造成協力地 の境界 ・土地の地番、地目、所有者名、 形状(高低差等) ・隣接地においても上記と同様 のこと。	1/500 以上	・水路等は水色に着色のこと。 ・境界は確定されたもので赤色にて示すこと。 ・関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の 区域線を紫色で着色のこと。 ・道路、河川名及び現況幅員等を明記すること。 ・官民境界確定線を明示し、確定日及び番号を明 記すること。
3	土地利用計画図	・方位 ・開発区域の境界 ・関連区域の境界、造成協力地 の境界 ・公共施設の位置、形状 ・予定建築物の形状、規模、用途 ・掩壁等の位置、種類、高さ及 び延長 ・公益的施設の位置、形状 ・宅地(一区画)面積 ・開発区域内道路の幅員 ・開発区域が接する道路名、道 路幅員 ・他法令で施工された構造物の 位置、形状、許可情報 ・凡例	1/500 以上	・開発区域は赤で明示すること。 ・関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の区域線を紫色で着色のこと。 ・施設区分別に薄く着色のこと。 (宅地一黄、道路一茶、公園一黄緑、水路・調整池一青、公益用地一赤、緑地一緑)
4	造成計画 平面図	・方位 ・開発区域の境界 ・関連区域の境界、造成協力地の境界 ・切土又は盛土をする土地の部分 ・擁壁等の位置、種類、高さ及び延長 ・法面(がけを含む)の位置及び形状 ・道路の中心線、延長、幅員、勾配及び交差点の計画高 ・遊水池(調整池)の位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及び計画高	1/500 以上	・開発区域界は赤で明示すること。 ・関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の区域線を紫色で着色のこと。 ・切盛士部別に薄く着色のこと。 (切士部一黄、盛士部一赤) ・各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。 ・現況地盤線は細線、計画線は太線にて記すこと。 ・既設構造物を利用する場合、その旨明示のこと。

納順	名 称	明記事項	縮尺	備 考
5	排水計画平面図	・方位 ・開発区域の境界 ・関連区域の境界、造成協力地 の境界 ・排水区域の区域界 ・排水区域の区域界 ・遊水池 (調整池)の位置及び 形状 ・都市計画に定められた排水施 設の位置、形状及び名称 ・道路側溝その他の排水施設の 位置 ・排水管の勾配及び管径 ・人孔の位置及び人孔間距離 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先河川及び水路の名称、 位置及び形状 ・予定建築物等の敷地の形状及 び計画高 ・道路、公園その他の公共施設 の敷地の計画高 ・法面(がけを含む。)及び擁壁 等の位置及び形状	1/500 以上	・開発区域界は赤で明示すること。 ・関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の区域線を紫色で着色のこと。 ・流末には、排水量明示のこと。 ・各構造物には、構造図と対照可能な記号明記のこと。
6	給水計画平面図	・方位 ・開発区域の境界 ・関連区域の境界、造成協力地 の境界 ・給水施設の位置、形状、内の り寸法 ・取水方法 ・消火栓の位置 ・予定建築物等の敷地の形状	1/500 以上	・開発区域界は赤で明示すること。・関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の区域線を紫色で着色のこと。・自己居住用の開発は不要
7	造成計画 断面図	・開発区域の境界 ・関連区域の境界、造成協力地 の境界 ・切土又は盛土の計画地盤高と 現況地盤高 ・切土、盛土の着色 ・構造物明示 ・官民境界確定線明示	1/100 以上	・開発区域界は赤で明示すること。 ・関連区域の区域線を桃色で着色、造成協力地の区域線を紫色で着色のこと。 ・断面は20m間隔であること。 ・断面の変化点では、上記に限らず必ずとること。 ・現況地盤線は無線、計画線は太線にて記すこと。 ・切土部は黄色、盛土部は赤色とすること。 ・官民境界の確定日及び番号を明示すること。 ・法勾配、法長明記のこと。 ・断面は断片的でなく、全体を表すこと。 ・構造物が既設の場合は、その旨明示のこと。

添付	名 称	明記事項	縮尺	備考
8	構造図	・擁壁等の寸法及び勾配 ・擁壁等の材料の種類及び方法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁等を設置する前後の地盤 面 ・基礎地盤の土質並びに基礎ぐ いの位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置、径及び間隔 ・水抜穴の位置 ・雨水排水枡等の泥だめの深さ ・擁壁展開図	1/50 以上	・鉄筋コンクリート擁壁の配筋図添付のこと。 ・既設の場合も図示のこと。 ・他図(平面図、断面図)との併記は認めない。 ・構造図の枚数が多い場合は、系統別(排水施設、 擁壁)に記載のこと。 ・各構造物の記号は、造成計画平面図の記号と対 照可能なものとすること。 ・擁壁等の根入れ、見え高、水抜き位置、目地材 等の位置を記載のこと。
9	がけの断面図	・がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ)・切土又は盛土をする前後の地盤面・小段の位置及び幅・石張、張芝、モルタルの吹付けの方法	1/50 以上	・切土をした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生じる高さが1mをこえるがけ、又は、切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mをこえるがけについて作成すること。 ・擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項を示すことは要しない。
10	求積図	・開発区域全体丈量・宅地別丈量(公共公益施設用地、道路用地等も丈量のこと。)	1/500 以上	・求積表は出来る限り同一図面に記載のこと。 ・外周長(辺長)を記入すること。 ・辺長等の端数処理方法を統一のこと。
11	排水流域図	・流域界明示・排水経路・経路別ブロック	1/10,000 以上	・各ブロックは色分けのこと。 ・各ブロック毎に面積、流出量明示のこと。 ・各ブロック別の記号は、水理計算書の記号と対 照が可能なものであること。
12	水理計算			・市技術基準に基づくこと。
13	構造安定 計算書	・構造計算書 ・安定計算書		・市技術基準に基づくこと。
14	防災工事計画平面図	・方位 ・等高線 ・計画道路線 ・段切位置 ・防災施設の位置、形状、寸法、 名称 ・運士計画 ・工事中の雨水排水系路 ・防災施設の設置時期及び期間	1/1,000 ~ 1/500 以上	・ 1 ha 以上で山地の造成について添付のこと。 ・ 5 ha 以上で田畑等の造成について添付のこと。
15	防災施設 構造図	・防災工事において、設置され る施設の詳細	1/50 以上	・上記と同様

Ī	16	建築物平		1/100	・配置図、各階平面図及び二面以上の立面図(分
		面図・立	・建築面積及び延べ面積の算定	以上	譲宅地は除く。)
		面図			

- (注) 1. 設計図の添付順序 $2\sim6$ については、縮尺 1/500 以上で、かつ、同一縮尺とすること。
 - 2. 設計図にはこれを作成した者が記名及び押印すること。
 - 3. 申請書添付書類は、日本産業規格A列4番とすること。